

令和2年(2020年)11月25日
豊北総合支所地域政策課

下関市角島サイクルポートに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市角島サイクルポートに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

名 称 下関市角島サイクルポート
所在地 下関市豊北町大字角島853番1

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

(3) 指定管理候補者の概要

名 称 豊北町むらおこし物産振興協同組合
所在地 下関市豊北町大字滝部3394番地の2
主な業務内容 取扱品の共同販売、地域資源活用総合交流促進施設の管理受託事業、事業に関する調査・研究等

2 選定までの経緯

令和2年 9月 1日 公募により応募団体を募集開始
令和2年 9月18日 現場説明会の実施・受付開始
令和2年 9月30日 申込受付の終了
令和2年10月22日 下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を受け、下関市指定管理候補者選定委員会(下関市角島サイクルポート)から下関市長が意見書を受理
令和2年10月29日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次の(ア)から(オ)までの要件を満たす法人若しくはその他の団体(以下「団体」という。)又はその共同事業体での申込とし、個人での申込は受け付けません。
なお、単独で申込をする団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1

の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

(ア) 灯台公園又はこれに類似する施設の管理及び運営の経験を相当年数有すると市が認める担当者を確実に配置できること。

(イ) 下関市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時まで設置していること。

(ウ) 次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと（ただし、是正勧告を受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）。
- ⑦ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が①から⑥までの条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時まで代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

※ 共同事業体にあつては、主たる団体が（ア）から（ウ）までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員全てが（ウ）の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。

(エ) 角島及び周辺地域の観光等について、詳しい案内ができる職員を配置できること。

(オ) 現場説明会に参加すること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体

・豊北町むらおこし物産振興協同組合（山口県下関市豊北町大字滝部3394番地の2）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島サイクルポート）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島サイクルポート）の委員（5人）

- 【学識経験者】 高橋 和幸（公立大学法人下関市立大学教授）
- 【経営・財務に関する有識者】 礪本 眞（一般社団法人山口県中小企業診断士）
- 【観光振興に関する有識者】 庄司 隆治（豊北町観光協会会長）
- 【管理運営に関する有識者】 内田 浩美（下関市役所豊北総合支所長）…委員長
秋枝 淳司（下関市役所豊北総合支所次長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により、平均点が最低制限基準を上回れば選定することとした。なお、最低制限基準は、50点以上とした。

※選定基準は、別紙1指定管理候補者選定(審査)の基準（下関市角島サイクルポート）のとおり

6 選定委員会の審査結果

(1) 審査結果

豊北町むらおこし物産振興協同組合

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
90	88	99	74	70	421	84.2

(2) 選定委員会での主な意見

- ・運営スタッフの研修計画
- ・利用者アンケートについて
- ・レンタサイクル利用促進などの集客対策
- ・コロナウイルス対策について

(3) 議事録(要点)《注：「(1) 選定委員会の審査結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とはそれぞれ同一の委員ではありません。》

※別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島サイクルポート）議事録(要点)」のとおり。

7 選定結果

下関市長は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、豊北町むらおこし物産振興協同組合を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書及び事業説明書」のとおり。

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に掲げる選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市角島サイクルポート）における審査の結果、指

定管理候補者として適当であるとの答申があったため

8 提案額（指定管理料）

5年間の平均額 1, 7 1 0, 0 0 0円

5年間の合計額 8, 5 5 0, 0 0 0円